【表　面】

巡回検査（地区別検査予定表）について

★　小型船舶の検査では、係留場所（港又はマリーナ）まで伺う『巡回検査』を行っています。

★　ただし、港又はマリーナ以外の場所（自宅など）で保管されている場合、または、離島の地域で係留されている場合は、巡回する港やマリーナなどへの持ち込みをお願いしています。

★　『巡回検査』は、下表のとおり曜日ごとに巡回する地域を決めています。
注：　船舶検査申請書の『検査を受けようとする期日』の欄には、下表を参考に該当する曜日の中から希望する日付（受検希望日）を記入してください。

★　なお、祝日、年末年始、お盆及びゴールデンウイークなどの期間（裏面参照）は、巡回検査を実施しない日もあるため、ご注意ください。

令和５年８月現在

曜日	巡回地域（巡回検査）方面
月	**鳥羽市方面**（伊勢市二見町を含む。） ※神島、坂手島、菅島、答志島は、佐田浜や中之郷への持ち込みをお願いします。 **志摩方面**
火	**四日市市方面**（いなべ市、桑名市、川越町等を含む。） **鈴鹿市方面**
水	**南伊勢町方面** **尾鷲市方面**（熊野市、大紀町、紀北町、紀宝町等を含む。）
木	**津市方面**（松阪市、伊賀市等を含む。） **伊勢市方面**（二見町を除く。明和町、玉城町等を含む。）

◆　**検査申請の締め切りは、受検希望日の１週間前です。**検査受検可能期間を確認し、余裕をもって申請いただくようお願いします。

◆　支部への申請書の到着及び受付状況については、日本小型船舶検査機構のホームページで確認できるため、申請書到着の電話連絡は行いませんのでご了承お願いします。